

補助金等事業概要

補助事業名	令和5年度緊急農業経営安定対策資金保証料補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	令和5年度における猛暑・渇水被害により経営に影響を受けた農業者が、令和5年度緊急農業経営安定対策資金の融資を受け、今後も安定的に経営を持続できるよう、融資実行日から2回目の約定返済日までに支払をした新潟県農業信用基金協会に支払う保証料相当額に対して補助金を交付する。
補助事業者	農業協同組合
補助対象経費	農業者が負担する新潟県農業信用基金協会に支払う保証料（0.15%）の全額
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	債務保証の対価として支払う保証料を補助 ○少額（5万円以下）補助金の理由 貸付限度額2,000万円。融資額によって保証料(0.15%)が5万円以下の少額となる。
補助率等	債務保証の対価として支払う保証料を補助 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 補助対象が信用保証料相当額に対する補助となるため、1/2を超える。
数値目標等	B 数値化不可 ○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 農業者の負担軽減のために実施するものであり数値目標、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和6年3月6日
見直し時期	令和7年9月30日
補助終期	令和8年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 令和5年10月2日から令和6年3月29日までに融資を受けた農業者が対象となるもので、新規募集はしない。
事業担当 （担当部署）	農林水産部農業政策課生産振興係
（電話番号）	0259-63-5117